2026年11月12日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 ＰＩＬＬＡＲ
代表者名　代表取締役社長　岩波　嘉信
（コード番号　６４９０　東証プライム）
問合せ先　常務執行役員　吉田　伸良
（ＴＥＬ．０６－７１６６－８２８１）

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び株主優待制度に関するお知らせ

当社は、2026年11月12日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び株主優待制度について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位を引き下げ、投資家層の拡大及び株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年12月31日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有する当社普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

区分	株式数
株式分割前の発行済株式総数	25,042,406株
今回の分割により増加する株式数	50,084,812株
株式分割後の発行済株式総数	75,127,218株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000株

③ 日程

項目	日程
基準日公告日	2026年12月15日（火）
基準日	2026年12月31日（木）
効力発生日	2027年1月1日（金）

※実質上の基準日は2026年12月30日（水）となります。

(3) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

２．株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2027年1月1日(金)をもって当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、80,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、240,000,000 株とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2026 年 11 月 12 日(木)
効力発生日	2027 年　1 月　1 日(金)

３．株主優待制度の適用基準の拡大について

(1) 適用基準拡大の理由

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しております。

今回の株式分割に伴い、より多くの株主の皆様に株主優待をご利用いただけるよう、株式分割後においても現行の保有株式数に応じた適用基準及び優待内容を適用することといたします。これにより、株主優待制度の対象となる株主様の範囲が拡大し、実質的な制度拡充を図るものです。

(2) 株式分割後の株主優待制度

株式分割後の適用基準及び優待内容は次のとおりです。

保有株式数	継続保有期間 3 年未満	継続保有期間 3 年以上
100 株以上 500 株未満	QUO カード 1,500 円分	QUO カード 2,000 円分
500 株以上 1,000 株未満	QUO カード 2,000 円分	QUO カード 3,000 円分
1,000 株以上	QUO カード 3,000 円分	QUO カード 4,000 円分

（注）継続保有期間 3 年以上とは、毎年 3 月末日及び 9 月末日現在の株主名簿に同一の株主番号で連続して 7 回以上記載又は記録されていることをいいます。なお、株式分割前からの継続保有期間は、株式分割後も引き継がれます。

(3) 適用時期

2027 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主様への進呈分から適用いたします。

４．配当予想について

2027 年 3 月期の年間配当金予想は、1 株当たり 245 円から 287 円（中間 143 円、期末予想 144 円）へ増額いたします。株式分割後の 1 株当たり期末配当金予想は 48 円となります。

詳細は、本日別途開示の「業績予想の修正に関するお知らせ」と「剰余金の配当（中間配当）の決定及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

５．譲渡制限付株式報酬制度における付与株式総数（年間）の調整

今回の株式分割に伴い、譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される当社普通株式の総数の上限について、分割比率に応じ、年間 50,000 株以内から年間 150,000 株以内に調整いたします。

（参考）譲渡制限付株式報酬制度の内容については以下の東京証券取引所での開示文書をご参照ください。 2020 年 5 月 20 日開示「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

以　上